



COVID-19 関連法令 (六)

2020年所得税申告の一律6月30日までの延長

新型コロナウイルス(COVID-19)の影響を受け、財政部は先月、納税義務者、事業責任者、会計責任者又は委任を受けて申告する会計士等が今年5月1日から6月1日の所得税(営利事業所得税及び個人所得税を含む)申告期間中に隔離又は検疫を受けた場合、6月30日まで延長を適用することができる」と公告しました。

さらに財政部は4月13日に上述の適用範囲を広げ、上記人員の隔離又は検疫に限らず、今年の所得税申告期間を「一律」6月30日まで延長すると公告しました。

このほか、営利事業者又は個人がCOVID-19の影響を受け、次の状況のいずれか1つがあり、6月30日までに2019年の営利事業所得税又は個人所得税を納付出来ない場

合、期限までに申請書及び関連証明書類を税務当局に提出し、最長1年の納税の延期、又は最長3年の分割納税を申請することができ、利息は免除されます。

営利事業者の申告の延期又は分割納税の条件

- 中央目的事業主務機関から「嚴重特殊伝染性肺炎による隔離及び検疫期間の防疫補償規則」及び「嚴重特殊伝染性肺炎予防治療及び救済振興特別条例」(以下、関連法令)に基づき、関連措置を受けた。
- 短期における売上高が急減した。(例:2020年1月からいずれかの連続2ヶ月における平均営業収入額が2019年12月より前の6ヶ月又は前年同期平均営業額に比べ15%以上減少した。)

営利事業所得税まとめ表

適用税目	既定	延長後
2019年度営利事業所得税確定申告(事前申請不要)	2020年5月1日～6月1日	2020年5月1日～6月30日 (利息免除)
嚴重特殊伝染性肺炎(COVID-19)の感染拡大による影響を受け、規定の納付期間内に一括納税出来ない場合の納税延期又は分割納税の申請 (事前申請は不要、許可を受けた場合は利息免除)	2020年5月1日～6月1日	2020年5月1日～6月30日
営利事業所得税の申告に電子申告を採用する場合の必要な添付資料及び会計士による監査済報告書	2020年6月30日	2020年7月31日
A. 紙又は記録メディアによる提出		
B. 申告・納税システムソフトウェアによるPDFファイルのアップロード	2020年6月29日	2020年7月30日
所得データ検索作業期間	2020年4月28日～6月1日	2020年4月28日～6月30日

投資控除の適用申請がある場合

規定により適用申請期限日は営利事業所得税申告期間終了日とされていますが、12月末決算の申告案件については2020年6月30日まで一律延長されます。以下の例をご参照ください。

適用法令	説明	既定	延長後
産業革新条例 § 10	研究開発投資控除	確定申告期間開始前3か月から申告期間終了日以内	2020年2月1日～6月30日
産業革新条例 § 10-1 (オンライン申請のみ)	スマート機械及び第5世代(5G)移動通信システム	確定申告期間開始前4か月から申告期間終了日以内	2020年1月1日～6月30日
産業革新条例 § 12-1第1項	研究開発費投資税額控除 又は二倍控除	確定申告期間開始前3か月から申告期間終了日以内	2020年2月1日～6月30日
中小企業発展条例 § 35	研究開発投資控除	確定申告期間開始前3か月から申告期間終了日以内	2020年2月1日～6月30日

清算、特殊事業年度の決算及び中間納付の申告

今回の一律延長は**12月末決算の申告案件**にのみ適用されます。清算、特殊事業年度の決算及び中間納付の申告について、その申告期限日が6月1日以前の場合、既定の期限に基づき取り扱う、又は台財税第10904528000号通達に基づき30日間の延長を申請することができます。

添付書類

納税義務者は延長後の期限までに、主務機関発行の隔離治療通知書、隔離通知書又は検疫通知書等の関連証明書類を添付し、申告書及び添付関連書類と併せて、管轄税務当局へ申告・納税すること。

適用対象(本公告の適用対象は事前の申請提出は不要)

1. 営業人、製造業者、営利事業者又は教育、文化、公益、慈善機関又は団体:その責任者、会計責任者又は委任を受けて申告する会計士、記帳士、記帳及び税務申告代理人が、**法定の申告納付期間中に隔離治療、在宅隔離、在宅検疫、集中隔離又は集中検疫を受けた者。**
2. 源泉徴収義務者:本人、会計責任者又は委任を受けて申告する会計士、記帳士、記帳及び税務申告代理人が、**法定の申告納付期間中に隔離治療、在宅隔離、在宅検疫、集中隔離又は集中検疫を受けた者。**

個人の申告の延期又は分割納税の申請要件

- 中央目的事業主務機関が関連法令に基づき公布した関連措置に該当する。
- サービス提供対象事業がCOVID-19の感染拡大により影響を受けたため、労工行政主務機関に勤務時間の削減・無給休暇の実施を届出した。
- その他のその他COVID-19の影響を受けた。(例: 減給、自己都合以外の離職又は労働日数が当月の本来の労働日数の1/2以下となった月が2ヶ月に達する)

個人所得税まとめ表

適用税目	既定	延長後
2019年度個人所得税の申告(事前申請不要)	2020年5月1日～6月1日	2020年5月1日～6月30日 (利息加算免除)
COVID-19感染拡大による影響を受け、規定の納付期間内に一括納税出来ない場合、納税の延期又は分割納税のいずれかを申請することができる。 (事前申請必須、許可を受けた場合、利息の加算が免除される。)	2020年5月1日～6月1日	2020年5月1日～6月30日
個人所得税を電子申告する場合、その他証明書類及び資料を提出する必要がある。	2020年6月10日	2020年7月10日
個人所得税の1回目の還付案件の適用範囲: <ul style="list-style-type: none"> ✓ 2020年6月1日までの電子申告、税額試算に係るオンラインでの回答又は電話の自動音声システムにより対応する案件 ✓ 2020年5月11日までに、戸籍所在地の国税局にて紙ベースのもの(国税局での直接申告、QRコード申告及び税額試算書申告による対応を含む)で申告する案件 	2020年6月30日	2020年6月30日 (繰上税還付の時期及び条件は変更無し)
所得データ検索作業期間	2020年4月28日～6月1日	2020年4月28日～6月30日

KPMG Observations KPMGの見解

COVID-19の感染拡大による影響を受け、今年の所得税申告期限が一律6月30日まで延長されます。また、納税義務者、事業責任者及び会計責任者又は申告手続を受託する会計士等が6月30日になお隔離治療を受けている場合、財政部の公告により申告時に主務機関が発行した隔離治療通知書等署名書類を添付して、申告期限を隔離治療終了日の翌日から20日間再度延長することができます。

納税義務者がCOVID-19の感染拡大により納税に困難がある場合、前述の規定する納税期間以内に納税延長又は分割納税を申請することができます。

KPMG Taiwan Network

台北事務所

日本業務組連絡先
日本語対応可能

台北市信義路5段7号68F

T : +886 2 8101 6666 (代表)

F : +886 2 8101 6667

新竹事務所

新竹市科学工業園區展業一路11号

T : +886 3 579 9955

F : +886 3 563 2277

台南事務所

台南市中央区700民生路2段279号16F

T : +886 6 211 9988

F : +886 6 6229 3326

台中事務所

台中市西屯区40758文心路二段
201号7F

T : +886 4 2415 9168

F : +886 4 2259 0196

高雄事務所

高雄市前金区中正四路211号12F
の6

T : +886 7 213 0888

F : +886 7 271 3721

Contact us

パートナー

李 宗霖

パートナー

T +886 (2) 8758 9946 内線番号 : 02337

E johnnylee@kpmg.com.tw

林 琇宜

パートナー

T +886 (2) 8758 9688 内線番号 : 02587

E slin1@kpmg.com.tw

陳 彦富

パートナー

T +886 (2) 8758 9995 内線番号 : 02909

E byronchen@kpmg.com.tw

友野 浩司

パートナー

T +886 (2) 8758 9794 内線番号 : 06195

E kojitomono@kpmg.com.tw

記帳部門 (記帳代行、個人所得税、給与計算等)

蔡 文惠

パートナー

T +886 (2) 8758 9992 内線番号 : 00584

E eileentsai@kpmg.com.tw

登記部門 (会社設立、ビザ取得等)

李 美儀

シニアマネジャー

T +886 (2) 8758 9780 内線番号 : 02340

E migilee@kpmg.com.tw

日本人顧問

横塚 正樹

T +886 (2)8758 9751 内線番号 : 16991

E masakiyokozuka@kpmg.com.tw

須磨 亮介

T +886 (2) 8758 9926 内線番号 : 17640

E ryosukesuma@kpmg.com.tw

home.kpmg/tw/jp

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2020 KPMG, a Taiwan partnership and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved. The KPMG name and logo are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

発行責任者 : 林 琇宜 統括 / KPMG台湾